

## よくある質問と回答(Q&A)

< 補助の条件について >

**(Q) 国もしくは東京都の補助との併用は可能ですか？**

(A) 可能です。国や東京都の補助制度が他の補助と併用可能かどうかは、国もしくは都にご確認ください。

**(Q) 会社の事業用として蓄電池を導入する場合、補助の対象になりますか？**

(A) 補助の対象にはなりません。この補助事業は、区民の住居用が対象です。

**(Q) すでに蓄電池を購入・導入している場合は、補助の対象になりますか？**

(A) 対象機器の購入・設置が令和3年4月1日以降であれば、対象になります。その他の条件、必要書類が提出可能か確認の上、申請をご検討ください。

**(Q) 定置型蓄電池と小型ポータブル蓄電池の両方を申請する場合、補助の対象になりますか？**

(A) 補助は対象機器のうち、いずれか一方1台、1回のみです。なお、一度補助金の交付を受けた場合は、次年度以降も補助の対象にはなりません。

**(Q) 夫が定置型蓄電池を導入し、この補助金の交付を受けました。その後妻がポータブル蓄電池を購入した場合、ポータブル蓄電池は補助の対象になりますか？**

(A) 補助の対象にはなりません。補助の対象は1住戸あたり、いずれか一方1台です。

**(Q) 二世帯住宅の場合、世帯ごとにそれぞれ蓄電池を導入する場合、2台とも補助の対象になりますか？**

(A) 補助の対象機器は、1住戸あたり1台です。二世帯住宅の場合も、補助の対象は1台です。

**(Q) 申請者が、定置型蓄電池を設置した住宅に居住していない場合でも補助の対象になりますか？**

(A) 補助の対象にはなりません。この補助事業は、申請者が、定置型蓄電池を設置した住宅に居住していることが条件となります。

**(Q) リースによる蓄電池の導入は、補助の対象になりますか？**

(A) 補助の対象にはなりません。蓄電池を購入することが補助の条件となります。

**(Q) ローン契約やクレジット契約による購入は、補助の対象になりますか？**

(A) 補助の対象になります。ただし、領収書により、申請者が対象機器を購入したことを確認できることが条件となります。

**(Q) インターネットの通販サイトで購入する機器は、補助の対象になりますか？また、クーポンやポイントを利用して機器費を支払った場合でも補助の対象になりますか？**

(A) インターネットの通販サイトでの購入でも、補助対象機器としての条件を満たす場合は、補助の対象になります。また、クーポンを利用した場合は、クーポン利用後の金額で補助金を計算し

ます。申請者のポイントを利用した場合は、ポイント利用前の金額で補助金の計算をしますが、領収書は機器費全体の金額が載ったものをご提出ください。その他の条件、必要書類が提出可能か確認の上、申請をご検討ください。

< 申請方法、提出書類について >

**(Q) 交付申請時に必要な書類のうち、「対象機器の性能等がわかる…」とありますが、等には何が含まれますか？**

(A) 導入・購入した蓄電池の品番、太陽光パネルからの充電が可能なが記載されていることを指します。

**(Q) 交付申請時に必要な書類のうち、「カタログ等」とありますが、等には何が含まれますか？**

(A) インターネット上の対象機器の性能・品番・価格等が掲載されているページを想定しています。カタログがない場合はそのページを印刷し、ご提出ください。

**(Q) 製造番号が確認できるものがすぐに提出できない場合は何を提出すればよいでしょうか？**

(A) ホームページに掲載している「工事完了報告書」に製造番号を記載してご提出ください。「工事完了報告書」(区の参考様式)は、蓄電池システムの販売業者又は施工業者が作成してください。この様式をご提出いただくことで、添付書類の「設置日が確認できるもの」及び「製造番号が確認できるもの」の確認書類となります。

**(Q) 住所を確認できるものとは、何を提出すればよいでしょうか？**

(A) 運転免許証、マイナンバーカード等、申請者の氏名及び住所が確認できるものをご用意ください。住民票を提出される場合は原本を提出してください。

( 医療保険の被保険者証の写しを提出される場合は、「被保険者等記号・番号」及び「保険者番号」をマスキングしたものを提出してください。)

**(Q) 特別区民税・都民税納税証明書は、どこで交付していますか？**

(A) 納税課(区役所第1庁舎) 各総合支所くみん窓口、太子堂出張所、経堂出張所、用賀出張所、二子玉川出張所、烏山出張所で交付しています。詳細は以下リンク先をご覧ください。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/003/001/004/d00005401.html>

**(Q) 特別区民税・都民税納税証明書を用意できない(令和3年1月1日時点で他市区町村に居住していた)場合、どのようにしたらよいですか？**

(A) 令和3年1月1日時点でお住まいだった市区町村の納税証明書を提出ください。

**(Q) 納税証明書の代わりに課税証明書や税額決定通知書でも申請可能ですか？**

(A) 課税証明書や税額決定通知書では、納付状況の確認ができないため受付できかねます。納税証明書をご提出ください。

**(Q) 領収書の名義は申請者の家族名義でも申請可能でしょうか？**

(A) 領収書の名義は、申請者本人に限ります。

**(Q) 補助金の振込先は、申請者の家族の口座名義でも可能でしょうか？**

(A) 補助金の振込先は申請者本人名義の口座に限ります。

**(Q) 補助金がいくら残っているか確認することはできますか？**

(A) 現在の補助金の交付件数や残額についてはお答えできかねます。補助金が残り少なくなりましたら区のホームページでお知らせいたしますので、そちらをご確認ください。